放すか取り崩さないかぎり、

元本も利子も賄えない。

第四章 利子付き貸付資本

> その間 勉を支える資金を怠惰の維持に散らすことになるから、 せずに元利を返済できる。 として用いることも、 利子付きで貸し出すストックは、 の使用料として年ごとの利子を得られる前提で扱われる。 価値は利潤を伴って再生産されるため、他の収入源を売ったり切り崩 当座の消費に充てることもできる。 反対に、当座の消費に回せば、 貸し手にとって常に資本であり、 土地や地代など別 資本として用 それは浪費であり、 借り手 期日に 61 は の収 れば生産的 元 それを資本 本来 本が 入源 した を手 は 勤 ŋ 労

第

四章

利

子付き貸付資本

Þ 分別ある富者に、 あ る る。 ぜ。 かに多い。 利子付きで貸した資金は、 問い自体が的外れだと笑われるだろう。 例外はあるにせよ、 露骨な高利を除けば、 借金で散財する人は遅かれ早かれ行き詰まり、 資 金 の大半を利益を上げる相手と浪費する相手のどちらに貸すかと問 人は自分の損得に敏感であるため、 その類い 消費にも運用にも使い得るが、 の貸し借りは本質的に双方の利益に反するからで 結局、 借り手の世界でさえ、 貸した側も多くは愚行を悔 実務では運用に回る方が 想像ほど頻繁では 倹約で勤 勉 は

な人びとの方が、浪費して怠ける人びとより、はるかに多いのである。

手は、 る。 では に、 費しており、その決済資金として利子付きで借りることが多い。借入資金は、地代収入 なる消費ではない。実際には、 利子付きで貸し出される資本のうち、貸し手が大きな収益を求めずに向ける典型の相 この借入は新規の支出ではなく、 賄い切れない部分を補い、 抵当を入れて資金を調達する地方の地主である。 小売商・職人側が立て替えた資本を置き換える。要する 小売商や職人が信用で前渡しした多くの品物をすでに消 既に消費した資本の補填のために行われるのであ ただし、 その借入の主目的 は 単

れる)の量は、貸付に用いる紙幣や金銀貨の価値では決まらない。決め手は、年産のう 生活費とい 給する中身は貨幣そのものではなく、その購買力で得る財である。 の一定の取り分に対する権利を借り手に移し、自由裁量で使わせる行為にほかならない。 なら受け取るのは財そのもの、 利子付きの貸付は形式上は紙幣や金銀で行われるが、借り手が真に求め、貸し手が供 したがって、 った財である。 利子付きで貸せるストック(しばしば「貸し出し可能なマネー」と呼ば 結局、 産業に投じるなら仕事に必要な道具・原材料・労働者 貸付とは、貸し手が保有する国内の土地と労働 当座の消費に充てる の 年産

3 第四章

使われ、

元本の三十倍に及ぶ価値移転を連鎖させ得る。

値 ずか数日のうちに三件の貸付と三件の購買を仲介し、それぞれが額面どおりの ンド 同 移す道具である。この資本の規模は、 商 か ただし、ここでのマネーは譲渡の証書にすぎず、 ようとする部分の 手が .じ貨幣が続けて多くの貸付と購買に使い回されるからである。 銀でも) 品 効用 を形づくり、 X は C か を貸し、 場に出た直後に資本補填へ回る取り分のうち、 の A・B・CがW 取得した商品が 価 値 はそこにある。 が戻ってくるからである。 に等 ら同額を買う。 WはすぐBから千ポンド分を買う。 しく、 土地 価 値 貨幣額 適切に用 ・X・Yに与えるのは要するに「購買する力」であり、 利害や商 で 三人が貸したストックの ある。 CもYに貸し、 の三倍に達する。 いられ 工利害 これらは通常マネーでやり取りされるため その移転に使うマネー残高を大きく上回り得る。 同じ理 れば、 (所有者自らが資本を運用する) 屈で、 YはDから買う。こうして同 期日に利潤とともに等価 それでも各貸付は十分に保全される。 運用しない資本を貸し手から借り手 価 現金を要しない この貨幣は返済の媒体としても順 値は、 所有者が自らは運用せず その資金で実際に購 B は 同 たとえばAが の貨幣 じ貨幣をX とは の貨幣が 9他人に 金金 (紙幣 貸付 W K 異 価 入できる 、なる。 値 融 千ポ 委ね を が 的 で の に 借 次 価 動 貸 利 わ

口・大口 せ 利子付きの貸付資本は、貸し手が借り手に年産の相応の部分を割り当てる行為と見な すなわち元本を返済する。ここで用いられる貨幣 借り手は期間中、その一部を利子として毎年返し、 の割当を取り交わすための証書にすぎず、 割り当てられる実体そのものではな (硬貨や紙幣)は、 満期には当初と同 これらの小]じ規模 の持

61

せるストックも徐々に大きくなる。 て自然に増えるからである。 が る。 収 所有者が自ら運用せず利回りだけを得ようとする資本は、 生産直後に資本補填へ回る年産の取り分が増える国では、 要するに、 ストックが厚みを増すほど、 資本総量 同時に金融 利子付きで貸し出 一の増. 加 利害も広 に伴

者は職を得やすく、 ることになる。 を奪うには条件を緩めるほかなく、 資本が厚くなるほど、 利子付きで貸し出せる資本ストックが増えると、 は供給増が価格を下げるという一般則に加え、 他方で、生産的労働を支える原資が増えるため労働需要は強まり、 雇用側は人手の確保に苦労する。賃金は上押しされ、資本の利潤は 採算の取れる投資先は減り、 売値を下げ、 ときには仕入れ値を上げてでも取引す その使用価格である利子は下がる。 資本間の競争は激化 この分野特有の力学による。 L 既存 玉 の 労働 仕 事

5 第四章

がたく低下していく

·押しされる。

収益が上下両面から圧縮される以上、

その使用対価である利子率も避け

州 ことはヒュームがすでに明快に示している。 ごく短く平易に補足する。 る利子も安くなる、という理屈である。 『の利子率低下の決定要因だと考えた。 ック・ モンテスキューらは、 金銀が安くなれば、その一部を用いる対価 一見もっともらしいが、この見解が誤りである スペイン西インドの発見後の金銀増. 彼らを迷わせた論理の落とし穴を、 加こそが 以下で であ 欧

銀安だけでは利率低下は説明 する。たとえば利率が一割から五%に下がった国では、 三%へと下がっていった。ここで、銀の価値が利率と正比例して下落したとあえて仮定 西インド発見以前、 この仮定は実情とは違うが、 欧州 の標準利率はおよそ一割で、 できない。 検証 対象の説に最も好都合な前提である。 今の百ポンドが昔の五十ポ 銀の購買力が半分になったとす その後は六%、 ンドに等 五% それでも、 しいなら、 四 %

今の十ポ である。 るため、 今の百ポンド=昔の五十ポンドなら、今の五ポンド=昔の二ポンド十シリング 両者の価値比は変わらない。 ンドは昔の五ポンドに等しい。 しかし利率を下げることは、 資本の価値が下がれば利子の価 この比を変える行 値も同率で下が

用 である。 に対して、 したがって、 昔の利子価値 利率を一割から五%に下げるとは、 の四分の一しか支払わないことになる。 価値が半分になった資本の使

ければ、 賃金は名目上は上がって見えても実質は一定、 渡しの媒介である銀がかさむだけだ。生産的労働を養う原資が同じなら需要も同じで、 外の効果はない。 なく総資本に対する割合で測られるため、 金の見かけの上昇は、 えても、指揮できる労働量や雇用・扶養できる人数は変わらない。資本は同じで、受け 銀だけが増え、 資本と利潤の平均比率は保たれ、 その貨幣の使用から通常得られる利益によって規定されるからである。 名目価格は上がるが実質価値は同じで、交換に要する銀貨の枚数は増 銀で流通する商品 支払い枚数の増加がつくる錯覚にすぎない。 の量が据え置かれる局面では、 金利も動かない。一般に、貨幣の借り賃 国の資本総量も資本間の競争環境も変わらな 利潤も名目・実質ともに不変である。 銀の 利潤は銀 価値が下がる以 の枚数では **利** 賃

需給に沿って上がるのが自然だが、名目賃金は低く見えることがある。少ない支払いで くの労働を指揮できる。その結果、 だけでは済まない影響が広がる。 逆に、 国内で流通する商品 の量が増え、 名目額が同じでも資本は実質的に増え、 生産的な雇用が増え、 貨幣量が一定にとどまると、 労働需要も拡大する。 貨幣価 同 額でより多 値 の上 昇

7 第四章

> ど競争が激しくなり、 買える量が増えるからだ。一方で資本利潤は実質・名目とも低下する。 各資本 の取り分が縮むためである。 利潤と連動する金利もこ 資本が増えるほ の

過

程で大きく下がり得る。 貨幣の購買力が大きく増していても例外ではな

利子を法で禁じた国もあるが、 金は用いれば常に何らか の利得を生む以上、 その使用

K

は当然対価が発生する。その結果、

この種の規制は高利の害悪を抑えるどころか、

む

る法的リスクの補償分まで上乗せして支払う羽目になる。 う増幅させた。 借り手は金 の使用料だけでなく、 貸し手が違法受領の摘発によって被 言い換えれ ば、 借り手は貸

手 , の 「高利リスク保険料」まで負担しているのである。

利子が合法の国では、 高利を抑えるために上限金利を定めるのが通例で、 その水準は

だ。 最も信用力の高 これを下回 れば利子禁止と同様の弊害が生じ、 い借り手が払う最低の市場利率を、 常にわずかに上回る程度であるべき 貸し手は採算が取れず貸さなくなり、

保を用意できない 借り手は違法リスクの補填分まで負担させられる。 英国では、 政府調達が年三%、 誠実な借り手の信用が損なわ 優良な民間向けが年四~四 れ 結局 最低ちょうどにしても、 は法外な高利に追 ・五%という実勢から見て、 13 込まれる。 最 上 級 の担

法定上限年五%は妥当である。

全性を確保しながら無謀な借り手に近い利回りを得られ、 限を最低利率のわずか上に置けば、借り手は堅実な層が優先され、貸し手はより高 分が、本来最も生産的に使える手元を離れ、浪費・毀損しやすい手に流れる。他方、 謀な企画者に資金が偏り、慎重な借り手は競争から退く。 はならないことだ。仮に英国で年八~十%に設定すれば、 やすくなる。 要点は、 法定金利は市場の最も低い利率を少し上回る水準にとどめ、過度に高くして こうして国の資本の大きな部 資本は最も有利な用途へ向 高利を受け入れる放蕩家や無 い安 上 か

さまざまな迂回手段により貸付は依然年五%のままであった。 きない。一七六六年、フランス王が金利を年五%から年四%へ下げる勅令を出したが、 法律によって一般金利を、その制定時点の通常の最低市場利率より低くすることはで

集まって価格は上がる。歴史的には、金利が十%のころは年買で十~十二年分が標準で、 資本家は、 て低すぎれば需要は弱まり価格は下がり、逆に利点が利回り差を十分に埋めれば需要が 利回りでも受け入れやすいが、その差に許容の限界がある。 土地の普通価格は、 土地購入と利付貸出を比べ、土地の安全性などの利点を勘案して貸出 その時々の普通金利に左右される。 手間をかけずに収益を得た 地代利回りが金利に比べ より低

9 第四章 利子付き貸付資本

国際的には、 金利が英国より高いフランスでは土地が割安で、 英国はおおむね三十年買、

金利が六%、五%、四%へ下がるにつれて二十年、二十五年、三十年分へと上がった。

フランスは二十年買が通例である。